

地方独立行政法人宮城県立こども病院平成29年度第2回理事会議事録

1 日 時：平成29年9月29日（金） 午後2時から午後2時45分まで

2 場 所：宮城県立こども病院 本館1階「愛子ホール」

3 出席者：

- (1) 法人役員
- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 林 | 理事長 |
| 今 泉 | 副理事長（宮城県立こども病院院長） |
| 呉 | 副理事長（東北大学大学院医学系研究科教授） |
| 秋 田 | 理事（社会福祉法人わたげ福社会理事長） |
| 大 沼 | 理事（社会福祉法人陽光福祉会医療型入所施設エコー療育園）【欠席委任状提出】 |
| 大 山 | 理事（アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長）【欠席委任状提出】 |
| 白 鳥 | 理事（宮城県立こども病院事務部長） |
| 細 谷 | 理事（聖路加国際病院） |
| 師 | 理事（公益社団法人宮城県医師会顧問） |
| 橋 本 | 監事（公認会計士） |
| 伊 藤 | 監事（弁護士） |
- (2) 事務局
- 白根副院長兼診療部長、萩野谷副院長（療育担当）（欠席）、川名副院長（麻酔集中治療担当）、虻川副院長兼成育支援局長、佐々木事務部次長兼総務課長、阿部経営企画課長、板橋医事課長、北村経営企画課主任、佐藤経営企画課主任、柄目経営企画課主任、藤本経営企画課主事、佐々木経営企画課主事、岩崎経営企画課主幹（記録）
- (3) 宮城県
- | | |
|---------------|------------------|
| 宮城県保健福祉部医療政策課 | 高橋副参事兼課長補佐（総括担当） |
| 同 | 加藤病院事業班長 |
| 同 | 佐々木主事 |

事務局より開会を宣言した。

林理事長より挨拶があった。

事務局より理事の出席状況を確認し、定款に基づく定足数をみたし、理事会が成立したことを報告した。

林理事長が議長に就任し、議事録署名人に、呉副理事長、白鳥理事を指名し、議事に入った。

4 議 題

(1) 審議事項

イ 第1号議案 「定款の変更(案)について」

- 資料1-1 定款の変更(案)について
- 資料1-2 地方独立行政法人法 新旧対照表<抜粋>

白鳥理事・事務部長から、第1号議案について、資料1-1及び資料1-2を用いて説明した。

地方独立行政法人法の改正に伴い、定款の所要の変更を行うものである。

「3 変更内容」については、新旧対照表のとおり。左の列が現行、中央の列が変更案1、右の列が変更案2となっている。

① 変更案1 [他県先行事例踏襲案]

本案は、先行事例である佐賀県の変更を踏襲した案である。佐賀県では、総務省の事前確認、佐賀県議会への提案を経て、既に総務省に認可申請中となっている。

一点目は、第10条「役員の任期」についてである。現行では、監事の任期を2年と規定しているが、監事の任期については、改正後の地方独立行政法人法に詳細に規定されることから、定款から削除するものである。

二点目は、第20条「資本金等」について、改正による条ずれ及び総務省指導による文言の修正を行うものである。

② 変更案2 [総務省確認中の当法人案]

変更案1(他県先行事例踏襲案)と改正後の地方独立行政法人法の規定を確認したところ、修正が望ましいと考えられる事項が二点あり、当法人案として整理した案である。

一点目は、第8条「役員の職務及び権限」である。第8条は、現行の地方独立行政法人法第13条の規定をほぼ原文どおり用いて規定している。平成30年4月1日施行の地方独立行政法人法では、特に「監事」の職務及び権限について複数の新設項目があることから、現行の定款の規定では不足があると考え、その内容を反映する方法として、変更案2のとおり修正することを検討したものである。

二点目は、第10条「役員の任期」について、本条は役員の任期を規定するものであることから、変更案1の取扱いでは、第7条に規定する役員(理事長、副理事長、理事及び監事)のうち、理事長、副理事長及び理事の任期の規定はあるものの、監事については規定されていないとの誤った印象を与えられる。そこで、改正後の地方独立行政法人法の規定を生かし、変更案2のとおり修正することを検討したも

のである。

「4 変更日」は、改正地方独立行政法人法の施行日と同じ、平成30年4月1日施行としている。

「5 今後のスケジュール」については、資料に記載のとおりである。

なお、変更案2については、宮城県を通じて、総務省に確認中となっている。先行事例はあるものの、当法人以外からも同様の照会が総務省に寄せられていることから、総務省において改めて妥当性を確認し、判断するとの連絡をいただいている。総務省の最終的な回答を待ち、最終的な変更内容を決定させていただきたい。

よって、本日は、説明した定款変更の方向性について審議いただき、最終的な文言の整理・決定については、総務省の回答を受けた後、理事長一任とさせていただきたい。最終的な定款については、11月29日開催の理事会で報告するものとする。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第1号議案は提案のとおり承認された。

イ 第2号議案 「給与規程の一部改正（案）について」

○ 資料2 給与規程の一部改正（案）について

白鳥理事・事務部長から、第2号議案について、資料2を用いて説明した。

改正理由は、準夜帯及び休日の日勤帯において救急医療に従事する医師等の宿直（半宿直）及び日直（半日直）について、新たに規定を整備するとともに、平成28年度に実施された県の包括外部監査で指摘のあった業績手当の趣旨と運用の乖離の解消を図るため、調整手当を新設することとし、所要の規定の整備、改正を行うもの。

改正内容は、新旧対照表のとおり。

半宿直勤務、半日直勤務を新設する理由は、少子化による小児人口の減少、感染症の減少等による小児疾病構造の変化等に対応しながら今後も当院が成長していくために、今年度から院長・副院長会議を開催している。その検討の結果、救急医療体制の充実が今後の方針の一つとして決定されたところである。一般当直医師1名体制のところ、準夜帯午後5時15分から午後11時まで、並びに休日の日勤帯を、医師2名体制とするものである。また、その他の検査部、放射線部等についても、必要に応じて整備を進めていくこととしている。これらの体制整備に対応するために給与規程を改正するものである。

二点目は、調整手当の新設である。これまで、第38条については、職員の勤務成績や貢献に対する支給に加え、医師等の人材を確保するための手当を支給する運用を行っ

てきた。包括外部監査において、その運用は本来の業績手当の趣旨と乖離しており不適當であるとされた。ただし、医師等の確保のための手当の必要性については理解を得ているところから、業績手当については給与規程に規定する趣旨に沿った運用のみとし、人材確保を目的とした調整手当を新設することとしたものである。

施行日は、平成29年10月1日とする。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第2号議案は提案のとおり承認された。

(2) 報告事項

イ 報告事項1 「平成28年度の業務実績に関する評価結果について」

- 資料3-1 平成28年度の業務実績に関する評価結果
- 資料3-2 平成28年度の業務実績に関する評価結果 主な課題・要望

ロ 報告事項2 「第3期中期目標暫定評価機関の業務実績に関する評価結果について」

- 資料4-1 第3期中期目標暫定評価期間の業務実績に関する評価結果
- 資料4-2 第3期中期目標暫定評価期間の業務実績に関する評価結果
主な課題・要望

林理事長（議長）から、報告事項1、報告事項2については、関連があることから一括して報告することの説明があった。

今泉副理事長・院長から、報告事項1について、資料3-1及び資料3-2を用いて説明した。

- ・ 「第2 全体評価について」の「1 平成28年度業務実績全般の評価」については、前段に記載のとおり、「こども病院の平成28年度業務実績については、全般において目標・計画を達成しており、安定した業務運営のために改善に取り組んでいる努力が認められる。」との評価をいただいている。（2頁）
- ・ 「第3 項目別評価について」は、資料に記載のSからDまでの5段階の判定基準により、「項目別評価」に記載の13項目ごとに評価をいただいている。

判定結果は、第1回理事会で審議いただいた当法人の自己評価と同じであり、A評価が12項目、B評価が1項目となっている。

B評価は、「3 予算、収支計画及び資金計画」等である。（4頁）

- ・ 評価委員会からの要望・課題については、今後の運営において十分に考慮し、取り組んでいく。なお、主な要望・課題について、資料3-2に整理している。

続いて、今泉副理事長・院長から、報告事項2について、資料4-1及び資料4-2を用いて説明した。

- ・ 「第2 中期目標暫定評価期間業務実績の評価について」は、資料に記載のSからDまでの5段階の判定基準により、「項目別評価」に記載の13項目ごとに評価をいただいている。

判定結果は、第1回理事会で審議いただいた当法人の自己評価と同じであり、A評価が11項目、B評価が2項目となっている。

B評価は、1つが「3 予算、収支計画及び資金計画」等、2つ目が「7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 (1) 人事に関する計画」である。

- ・ 評価委員会からの要望・課題については、今後の運営において十分に考慮し、取り組んでいく。なお、主な要望・課題について、資料4-2に整理している。

報告に対し質疑等はなく、報告事項1及び報告事項2は報告どおり了承された。

ロ 報告事項3 「平成28年度包括外部監査結果への対応について」

- 資料5-1 平成28年包括外部監査結果の概要と監査結果への対応について
- 資料5-2 平成28年度包括外部監査実地確認結果

白鳥理事・事務部長から、報告事項3について、資料5-1を用いて説明した。

資料5-1については、第1回理事会において報告した内容との変更点について説明した。

変更点は次のとおり。8頁「2 外部監査結果への対応の総括」の本文5行目、「改善への取組について今後検討するものが1件」とあるが、6月の時点では3件であった。その下の表の項目「経営管理」の、「外部監査結果への対応」の「H29措置」は4件から6件になり、「検討中」は2件から0件になった。現時点での「検討中」1件は、「人事管理」に関するものである。

「3 外部監査結果への対応の概要」、「Ⅲ 外部監査結果への対応等に関する主なスケジュールについて」については、9頁から12頁に記載のとおり。

続いて、林理事長から、報告事項3に関連して、包括外部監査に関する当法人の対応

状況に関する監事監査を8月22日及び8月23日に実施し、橋本監事、伊藤監事に監査いただいたことの報告があった。

監査結果は、資料5-2のとおりであり、両監事から、監査結果の概要について報告があった。

- ・ 橋本監事 : 可能な範囲で、概ね適切に対応されていると認められた。2頁目、決算処理の作成は、担当者1名で行っており、決算内容がわかる職員は他にいない。事実上、確認体制ができていない。監査の前段階として、法人の責任で正確な財務諸表を作っていただきたい。担当者が間違えなければいいという問題ではない。間違いは必ずある。内部統制は複数の目で確認するのが基本である。人員配置は難しい問題ではあるが、改善いただけるようお願いしたい。
- ・ 伊藤監事 : 概ね適切に対応いただいている。こうなればより望ましいという観点で何点かの指摘をしている。実行が容易ではないものの中にはあると理解するが、マニュアルの整備や規程の整備・改定というような容易に対応できるものも残っていると考える。対応できることから、早期に着手していただければと思う。

報告に対し質疑等はなく、報告事項3は報告どおり了承された。

5 その他

(1) 理事の改選について

林理事長から、役員の任期が今年度末で終了することから、改選について理事のご意向を確認しながら必要な手続きを進めること、調整に当たり協力願う旨の話があった。

(2) 第3回理事会の開催について

事務局から、第3回理事会を11月29日(水)14時30分から当院愛子ホールで開催する予定であることについて連絡があった。

以上で議長は理事会の議事一切の終了を宣言し、閉会とした。